

令和 7・8 年度入札参加資格者の格付けについて

松江市上下水道局 総務課

1 基本的な考え方

工事品質を確保するため不良不適格業者を排除し、優良な業者による入札競争を促進するとともに、施工能力に応じた発注を行う必要があることから、業者の経営力や施工能力等の技術力を重視して土木工事業（污水管渠工事）及び水道施設工事業（配水管布設工事）の資格者について格付けを行う。

配水管布設工事については、ライフラインとしての水道の重要性に鑑み、災害時の速やかな復旧、将来に向けての業者の育成・技術力向上の必要性から競争入札に係る工事は当面の間、すべて指名競争入札とし、格付けにおいては漏水修繕業務の契約状況を加味する。

2 格付け対象業者

格付けの対象となる業者は、令和 7・8 年度建設工事入札参加資格者名簿の土木一式工事に登録し、污水管渠工事を希望された業者及び水道施設工事に登録し、配水管布設工事を希望された業者のうち下記のとおりとする。

污水管渠工事	建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有する事業者
配水管布設工事	松江市内に建設業法に規定する主たる営業所或いは入札契約権限を委任する営業所を持つ事業者

3 格付けの基本的な方法

格付けについて、その基本的な評価方法は次のとおりとする。

・ **総合点数＝経営事項審査における当該工種の総合評定値（P 点）＋主観点数**

評価の基準となる経営事項審査結果は、令和 7 年 1 月 1 日時点で有効な最新の経営事項審査の総合評定値通知書の値に基づくものとする。なお、経営事項審査結果通知書の有効期間までに経営事項審査を受審しない場合は入札に参加できない。

・ 主観点数の各項目は以下のとおりとする。

【(1)～(4)技術力、(5)～(10)社会性、(11)～(17)地域貢献、(18)(19)法令遵守等】

(1) 工事成績（上限は設けない）

①污水管渠工事：当局発注の令和元～令和 5 年度完了工事の竣工検査評定書の評定点を対象とし、その平均点が 65 点を超える点数 1 点あたり 10 点を加点する。

②配水管布設工事：当局発注の令和 3～令和 5 年度完了工事の竣工検査評定書の評定点を

対象とし、その平均点が 65 点を超える点数 1 点あたり 20 点を加点する。

③共通：平均点が 65 点未満の場合は、30 点を減点する。

(2) 松江市上下水道局優良工事施工業者表彰の受賞実績

○令和4～6年度における松江市上下水道局優良工事施工業者表彰を格付け対象工種において受賞した場合に受賞回数に応じてその工種に加点する。

…1回受賞20点、2回受賞40点、3回受賞60点

(3) 継続学習への取組状況

○令和元年11月1日から令和6年10月31日におけるC P D Sの取得単位数の合計が100ユニット以上 …10点

(4) 新技術の登録状況

○「しまね・ハツ・建設ブランド」への登録 …5点

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況

ア) 法定雇用障がい者数以上雇用していない …△10点

イ) 雇用義務のある事業主が障がい者を法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している
…10点

ウ) 雇用義務のない事業主が障がい者を1名以上雇用している …10点

(6) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況

ア) 策定義務のある事業主が行動計画を策定していない …△10点

イ) 策定義務のある事業主が行動計画を策定している …0点

ウ) 策定義務のない事業主が行動計画を策定している …5点

(7) こころカンパニー認定状況

ア) 上記（6）イ）に該当する事業主がこころカンパニーに認定されている …5点

イ) 上記（6）ウ）に該当する事業主がこころカンパニーに認定されている …10点

(8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画の策定状況

ア) 策定義務のある事業主が行動計画を策定していない …△10点

イ) 策定義務のある事業主が行動計画を策定している …0点

ウ) 策定義務のない事業主が行動計画を策定している …5点

(9) 労働安全対策

- 建設業労働災害防止協会に加入し、かつ令和3年11月1日から令和6年10月31日における同協会主催の工事現場点検パトロールへの参加実績がある場合 …5点
- 令和3年11月1日から令和6年10月31日の3年間に、上記協会が実施する安全衛生教育研修を受講している場合 …5点

(10) 建設業労働者の福利向上

- 建退協加入・退職金制度導入・企業年金加入・法定外労災加入を全て取り組んでいる場合 …5点

(11) 松江市上下水道局における漏水修繕業務委託の令和4年度から6年度までの契約実績【配水管布設工事のみ】※ア)は3年間継続している場合のみ加点

- ア) 修繕希望を提出し、修繕業務契約を締結している場合（希望1地区あたり） …10点
- イ) 令和4～6年度までの間におけるライフライン維持管理業務の表彰受賞者 …20点

(12) 凍結防止剤散布業務又は除雪業務委託の契約実績【污水管渠工事のみ】

- ア) 令和4・5年度の2カ年度とも契約実績がある場合 …20点
- イ) 令和4年度または令和5年度のどちらか1カ年度の契約実績がある場合 …10点

(13) 雇用確保の状況

- 令和4～6年度において、29才以下の者又は女性（年齢制限無し）を新たに雇用し、かつ常勤として継続雇用 …6点／1名 [5名・30点を上限]
- 令和4～6年度定期申請において新規雇用者として加点した者を常勤として継続雇用 …5点／1名 [5名・25点を上限]
- 上記以外で、2年以上常勤として継続雇用 …1点／1名 [20名・20点を上限]

(14) 防災対策 ※ア～エのいずれかで評価する

- ア. 国、県または松江市と防災協定を締結している団体へ加入している【污水管渠工事のみ】 …20点
- イ. 松江市又は日本水道協会島根県支部と水道施設の復旧応援に関する協定を締結している団体に加盟している【配水管布設工事のみ】 …20点
- ウ. 松江市上下水道局と災害時における水道施設の応急復旧に関する協定を締結している【配水管布設工事のみ】 …20点
- エ. 上記団体（ア、イ）に加盟していない者で、令和4年11月1日から令和6年10月31日までに国、県又は松江市からの要請を受けて災害時の緊急対応を実施 …15点

(15) 道路等環境保全ボランティア活動の状況

- 令和3年度から令和5年度において、道路環境保全業務ボランティア、公園清掃ボランティア、林道環境保全業務ボランティア又は河川清掃ボランティアとして、いずれかの年度で1年間に2回以上（河川清掃については1年間に1回以上）の活動実績がある場合【污水管渠工事のみ】 …5点
- 令和3年度または令和5年度において、水道週間に実施した千本貯水池・大谷ダム周辺の美化活動である「水源クリーン作戦」への参加実績がある場合【配水管布設工事のみ】 …5点

(16) 松江市消防団協力事業所表示制度の認定状況

- 松江市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている …5点
- 松江市消防団員が1名以上在籍し協力体制が整っている …2点

(17) 学校支援活動の実績

- 令和4年度から令和6年度において、市内の小中学校および義務教育学校、市内外の高校および大学等に対し、職場見学・体験・出前授業等の学校活動支援の実績がある場合 …10点

(18) 行政処分

- 令和4年11月1日～令和6年10月31日の他業種の許可の取消処分 …△30点
- 令和4年11月1日～令和6年10月31日の営業停止処分 …△20点
- 令和4年11月1日～令和6年10月31日の指示処分 …△10点

(19) 指名停止処分

- 令和4年11月1日～令和6年10月31日の指名停止期間 …△5点／1月

4 その他

- 入札参加資格有効期間中の格付変更は行わないものとする。
- 2 に定める格付対象事業者の基準に合致しなくなった場合は、格付表から抹消するものとする。抹消された事業者が再び基準に合致したとしても、同年度内の格付けは行わない。

【配水管布設工事のみ】

- ・令和4～6年度において工事完了実績のない業者については、1ランク落として格付けする。ただし、これにより格付けが前年度と比較して2ランク下がる場合は適用しない。また、直近の過去2年間の上下水道局優良工事施工業者表彰において、連続して受賞した者は前年度ランクを落とさない。
- ・Aランク業者は、令和6年度漏水修繕契約を締結している者に限るものとする。

5 格付け

3 に示した客観点数（経営事項審査点）に主観点数（技術力、社会性、地域貢献、法令順守）を加算した総合点数とその他の条件を考慮のうえ、格付けの等級区分及び総合点数を下記のとおり定め、格付を決定した。

【污水管渠工事格付等級区分】

等級区分	総合点数
A	1,001 点以上
B	851 点以上 1,000 点以下
C	850 点以下

【配水管布設工事格付等級区分】

等級区分	総合点数
A	1,181 点以上
B	951 点以上 1,180 点以下
C	950 点以下

6 格付と発注金額の関係

格付等級区分ごとの発注金額については下記のとおり。

【污水管渠工事の格付と発注金額】

請負対象設計金額	格付等級	入札種別及び 指名基準数
4,000 万円以上	A	一般競争入札
2,000 万円以上 4,000 万円未満	A・B	一般競争入札
1,000 万円以上 2,000 万円未満	B又はB＋C（Cは指名総数の1/2未満）	指名競争入札 10 社
1,000 万円未満	C又はC＋B（Bは指名総数の1/2未満）	指名競争入札 10 社

【配水管布設工事の格付と発注金額】

請負対象設計金額	格付等級	指名基準数
7,000 万円以上	A	10 社
4,500 万円以上 7,000 万円未満	A 又は A + B (B は指名総数の 1/2 未満)	10 社
3,000 万円以上 4,500 万円未満	B 又は B + A (A は指名総数の 1/2 未満)	10 社
1,500 万円以上 3,000 万円未満	B 又は B + C (C は指名総数の 1/2 未満)	10 社
1,500 万円未満	C 又は C + B (B は指名総数の 1/2 未満)	10 社

※ただし、優良工事施工業者表彰の被表彰者に対する優遇制度を適用する指名競争入札においては、この指名基準数の限りではない。